

博 士 学 位 論 文

内容の要旨及び審査結果の要旨

(平成 23 年度 3 月授与関係分)

第 17 号

神 戸 女 子 大 学

は し が き

本誌は、学位規則（平成3年6月3日文部省令第27号）第8条による公表を目的として、平成24年3月15日、本学において博士の学位を授与した者の論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を収録したものである。

目 次

課程修了によるもの（課程博士）

（学位記番号）	（氏 名）	（論文題目）	（ページ）
文博甲第 11 号	渡部 典子	造り物行事の民俗学的研究 —法勝寺一式飾りの変容過程を中心に—	1

氏 名（本籍）	渡部 典子（愛媛県）
学位の種類	博士（日本史学）
学位記番号	文博甲第 11 号
学位授与の年月日	平成 24 年 3 月 15 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当 文学研究科 日本史学専攻
論文題目	造り物行事の民俗学的研究 —法勝寺一式飾りの変容過程を中心に—
論文審査委員	主査 教授 川森 博司 副査 教授 今井 修平 副査 教授 阪口 弘之

論文内容の要旨

本論文は、法勝寺一式飾りの現地調査にもとづく考察を軸にして、近世後期から現代に至るまでの造り物の変容過程と、伝承する人々にとっての造り物行事の存在意義を明らかにしようとしたものである。本文は、序章とそれに続く 6 章・結論から構成されている。分量は 400 字詰め換算で 408 枚プラス図表である。

「造り物」とは、儀礼・祭礼の際に様々な趣向をこらして飾られる、人形その他の人工的な造形物である。近世後期の都市祭礼において見世物文化の影響を受けて飾られていた造り物は、近代に入ると、都市部では国家的行事に取り込まれる形で生き延びるか、あるいは消滅していく流れになるのに対し、地方では年中行事と結びついて定着していくようになる。これを申請者は「造り物行事」と呼んでいる。本論文では、現行の造り物行事を近世後期からの「継続」と伝承地域における「変化」の両側面から考察していくことを目指して議論が進められる。

序章「問題の所在」においては、聞き取り調査と参与観察に重点を置く本論文の研究方法与、現在の民俗学の分野において乖離が見られる現場論的な考察と文化史的な考察を結びつけるために、造り物行事の「継続」と「変化」の両側面を捉えるという問題意識が述べられる。続く第一章「近世後期から近代にかけての造り物」では、先行研究を整理しながら、「見立て」の趣向を基軸として、近世後期から近代にかけての造り物の系譜を描いている。造り

物における「見立て」とは、材料と造形イメージのギャップの大きさによって、意表を突いた面白さを狙う手法である。近世後期にこの見立ての趣向が花開いたことを大坂、越前三国湊、金沢、姫路の事例によって述べ、近代に入ると、写実への志向が強まることによって見立ての趣向が失われていく流れがあることを、金沢や東京の例を挙げて説明している。

第二章「現行の造り物行事」においては、全国 29 箇所造り物行事の広域的な実地調査にもとづいて、それらの行事に飾られた 642 点の造り物の造形の様相を検討している。そして、その結果として、現在でも見立ての趣向を有した造り物がつくられ続けている一方で、そのような趣向を失った写実的な造形も増加していることを明らかにしている。そこから、見立ての趣向がどの段階で失われたのかという問題を申請者は設定し、それを一つの地域の行事の詳しい定点観測的調査によって明らかにしていく研究の方向を提示している。

第三章から第六章は、その定点観測の対象として選んだ「法勝寺一式飾り」のインテンシブな現地調査の成果にもとづくものである。「一式飾り」とは、一種類の材料だけで細工をつくることを指す。また、その調査地は鳥取県西伯郡南部町（旧西伯町）の法勝寺宿である。

「法勝寺一式飾り」には近世後期の大阪における造り物の趣向を見出すことができると先行研究で指摘されており、申請者の広域調査からも比較的によく見立ての趣向を保持する造形が継承されている地域と位置づけられることから、定点観測の調査対象に選ばれた。

第三章「法勝寺一式飾りと高度経済成長期」では、交通経路と交通手段の変化を軸として高度経済成長期における旧西伯町と法勝寺宿の生活の変化が記述される。1924 年から 1967 年まで走っていた法勝寺電車が廃止され、またバイパスの建設によって法勝寺宿に車が流れなくなった。このように盛り場としての位置づけを失う中で、法勝寺一式飾りに地域を活性化する役割を期待して、実施日を冬から春に変更し、「一つの区で二点以上」つくるという決まりを設けて出品数の増加が図られたという行事の背景の位置づけをおこなっている。

第四章「法勝寺一式飾りの伝承基盤の変容」は本論文の中核になる部分であり、聞き取り調査のデータを積み上げることによって、伝承を担う個人と集団の変化を論じている。「一つの区で二点以上」という枠組みができたことによって、①集団制作への移行、②新たな飾り手の参加、③サブ・グループの形成、④女性の飾り手の増加、という変化が起きたことを申請者は指摘し、各区ごとに伝承基盤の再編成が進んだことを詳細に示している。この章は、高度成長期以降の地域社会の実状に対応できる新たな伝承基盤の分析モデルを探る試みである。章の最後には、伝承行事を継続させる要素として、サブ・グループによる制作過程が人と人をつなぐコミュニケーションを促進する役割を果たしていることがあり、そこに人々の楽しみがあることが論じられている。

第五章「伝統行事における女性の声」では、男女別サブ・グループの制作現場の参与観察的調査にもとづいて、男性の飾り手と女性の飾り手の視点の違いが検討される。かつて女性は材料集めという手伝いが主な仕事であったが、女性だけのサブ・グループが形成されるこ

とにより、制作にいたる全工程を担うことになった。その男女別に形成されたサブ・グループの作業の特徴として、男性の場合は「酒」によって作業が長引きがちであるのに対し、女性の場合は「お茶」休憩を挟んで効率よく作業を進めていることが示され、特に女性の場合、女性のためのサブ・グループの形成によって、家事と制作の両立が可能になっていることが指摘されている。

第六章「法勝寺一式飾りの造形」では、近世後期の大阪で出版された『造物趣向種』という造り物の種本に掲載されている作品と法勝寺一式飾りの作品との比較検討から、近世後期の趣向を真似た作品が法勝寺宿でつくり続けられていた可能性が高いことを指摘し、1988年から2011年まで24年間の法勝寺一式飾りに出品された592点の作品の中に近世後期以来の「見立て」の趣向を保持する作品の系譜を探るとともに、出品作品全体を材料、技法、題材、展示場所の四つの観点から詳細に分析している。飾り手の人数が増えることにより見立ての趣向の理解に差異が生じて、写実的な傾向の作品が増えてきていること、材料においても、少ない材料を組み合わせる従来の伝統的な造形だけではなく、多種大量の材料をつなぎ合わせて立体感と躍動感を出す造形のタイプが生じていることを、数量的な根拠と聞き取りデータを用いて示している。そして、法勝寺宿においては、伝統を守る意識と、新たな技法や造形を柔軟に受け入れる考えの両方があり、その両立によって行事が維持されてきたのであるが、次第に造り物の根幹である「見立て」の部分に変化が及ぶようになり、伝承の過渡期に至っているとの見解が示されている。

「結論」の部分では、民俗学の方法論として、柳田国男の『明治大正史世相篇』で示された「個々人によって体験された事実を基軸として変化を捉える」方法が重要であることを再確認したうえで、本論文で考察してきた造り物行事は、単に前の世代から受け継いだものが継承されているのではなく、伝統の保持と現代生活への適応とのはざまでおこなわれる飾り手個々人の選択の積み重ねをとおして伝承されているものであるとし、そのような葛藤の中での選択は、他の民俗事象にも共通する現代的課題であるとして、稿を結んでいる。

論文審査結果の要旨

民俗学の分野は、聞き取りと参与観察を主な論証根拠とする方法論の制約から、近年では、長いスパンで近世以前の歴史に遡ることはせず、最近 50 年くらいの深度での歴史的考察に限定して、研究の厳密さを求める現代民俗学的な方向が強まっている。そのため、民俗学が従来目ざしていた重層的な文化の重なりの様相を描き出していく文化史的な研究とフィールドワークを重視する研究の接点がかみにくくなってきている。本論文は、そのような状況の中で、「法勝寺一式飾り」という近世後期とのつながりが想定される民俗事象を対象にして、聞き取りと参与観察を主要な調査方法とする方向性を維持しながら、文化史的な研究との再統合を模索したものである。

「造り物」というジャンルは、従来、民俗学の分野と文化史（美術史）の分野の境界にあって、どちらの分野でも十分に研究が進められてこなかった。本論文の意義として、まず、このような未開拓の学際的な領域に挑んだということが挙げられる。また、法勝寺宿という地区で 5 年間にわたる綿密なフィールドワークをおこなう一方で、現在、造り物行事がおこなわれている全国 29 箇所の広域的な実地調査の成果をあわせて、議論を構成していることが、この論文の評価の基礎となる点である。資料収集の点で、学位論文としての条件を満たす努力が払われている。第四章、第五章におけるインテンシヴな調査データの分析を中心にして、第一章で近世後期以降の歴史的な展望、第二章で広域的な行事の概観、第三章で主要調査地の高度成長期以降の歴史地理的特性の記述をおこない、第六章で造形のデータを経年的に考察するという構成は、博士学位論文としての形式を十分に備えていると考えられる。

本論文が民俗学の研究分野に付け加えた新たな知見としては、民俗事象の「伝承母体」あるいは「伝承基盤」の考察において、高度成長期以降に形成された地域内のサブ・グループの複合的な活動について、新たなデータと新たな見解を提出したことが挙げられる。この点は、日本民俗学会の機関誌『日本民俗学』への論文掲載の際にも評価されたところである。また、行事の伝承における女性の役割、女性の力のありようを、主婦としての女性（裏方としての女性）や宗教的霊力をもつ女性といった従来の観点とは異なる、主体的な飾り手としての活動の中に描き出したことは、民俗学の分野に新たな知見を付け加えるものである。「伝承行事における女性の積極的参加」は最近の日本民俗学の実地調査においては、ひとつのフロンティアになっているテーマであり、本論文の議論は、この領域の研究のさらなる展開を促すものと考えられる。

しかしながら一方で、十分な議論の展開に至っていない部分も見受けられる。第一章においては「見立て」の趣向を基軸として近世後期から近代にかけての造り物の系譜を描いているが、知的遊戯としての「見立て」の趣向が、技法的な側面に限定されて論じられる傾向があり、近世史、芸能史、美術史等の分野の先行研究の咀嚼が十分ではないところがある。また、同じく

第一章の近世都市祭礼における造り物を論じている部分で、近世都市祭礼の成り立ちについての理解が不足している面がある。造り物行事の主体となる町中（町共同体）や仲間（職業的共同体）に対する認識が十分でなく、近代以降における担い手集団の変化にともなう民俗行事の評価が不徹底である。また、造り手としての専門職人の実像や興行の実態に迫れていないので、都市から地方への伝播を論じる際にも、その流れの推進力について、説得力に欠けるところがある。第六章における造形の分析は詳細なもので、その丹念さは十分に評価できるが、議論の軸になっている「見立て」について、「見立て」を楽しむ背景となる教養への理解が十分でないために、写実的か、そうでないかの単純な分析に還元される傾向があり、表現の深みの考察に今ひとつ迫れていないことが惜しまれる。

また、本論文の中心をなす伝承基盤の考察においても、従来の農村社会を基準としたモデルの現状に応じた更新（バージョンアップ）を目ざしているのか、農村とは異なる都市民俗学的なモデルの設定を目ざしているのか、狙いが明確でないところがある。これは調査地である法勝寺宿の歴史的な位置づけと現状の生活形態の特徴づけが今ひとつ明確におこなわれていないところに起因している。前述の新たな知見を民俗学分野にどのような形でアピールしていくかは、今後の課題として残されている。

このように、表題にある「民俗学的研究」の方法論について、論文全体として見ると、文化史的研究と現場論的研究を十分に統合するには至っていない。しかしながら、これには、フィールドワークをおこなう現代において「見立て」の趣向を支えていた近世的な教養の世界がほとんど失われているので、いかに精緻な現代社会のフィールドワークをおこなっても、連続性の系譜をうまく描き出すことができないという状況的要因も関わっている。むしろ、造り物の造形が高度経済成長期を転機にして劇的に変容し、近世的な趣向との連続性が失われつつある実状を地道に検証した点を、この論文の成果として挙げるができる。

歴史学の領域において民俗学分野がどのように貢献できるかは学問分野全体が現在かかえている問題でもある。本論文は、そのような現状に対して、あくまで調査地の内側から内在的に理解する方法を徹底しながら、新たな展開を模索した意欲作であり、学際的な研究対象に取り組んだことにも配慮すると、前述のような問題点は残されているものの、全体としては、博士（日本史学）の水準を満たした論文であると判断される。

試験結果の要旨

本論文についての公開口頭試験は、大学院文学研究科関係教員や大学院生等の出席のもとに、平成24年2月14日（火）の14時から16時10分までおこなわれた。最初の30分間、申請者から配付資料とパワーポイントを用いて論文の概要の説明があり、その後3名の審査委員およびフロアとの間で、質疑応答がおこなわれた。論文の内容について、厳しい質問も出されたが、申請者は真摯に対応し、応答は的確であった。また本論文の行き届かなかったところにつ

いても、申請者はそれをよく認識し、今後の展開への積極的な意欲を確認することができた。
このように、口頭試験の結果は良好なものであった。

学力確認の結果の要旨

学力の確認は、本学学位規程第 2 条第 2 項により省略された。

学位授与の可否に関する意見

以上の所見により、本論文は博士（日本史学）の学位を授与するに値すると認められる。